

令和6年（行ウ）第53号 裁判官報酬減額分請求事件

原告 竹内浩史

被告 国

2026（令和8）年5月25日

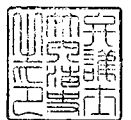
5

第9準備書面

名古屋地方裁判所 民事第1部 合議口C係 御中

10

原告 竹内浩史



原告訴訟代理人弁護士 水野幹男



同 北村 栄



15

ほか

記

第1 原告が違憲と主張する法令の規定について

20

1 「裁判官の報酬等に関する法律」及び「裁判官の報酬等に関する規則」

「裁判官の報酬等に関する法律」9条1項本文は、

「報酬以外の給与は、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官に
は、特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）第1条第
1号から第42号までに掲げる者の例に準じ、判事及び第15条に定める報酬
月額
25 月額の報酬又は1号から4号までの報酬を受ける簡易裁判所判事には、一般職
の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）による指定職俸給表の

適用を受ける職員の例に準じ、その他の裁判官には、一般の官吏の例に準じて最高裁判所の定めるところによりこれを支給する。」

と規定している。

これを受けて、「裁判官の報酬等に関する規則」（平成29年3月17日最高裁判所規則第1号）が制定されており、同規則4条は、

「地域手当は、一般の官吏の例により支給する。」

（被告答弁書7頁）と規定している。

これらは、裁判官にも「一般の官吏の例」、すなわち一般職の国家公務員と同様に、地域手当が適用される根拠となっている法令の規定であるから、違憲であると主張する。

2 「一般職の職員の給与に関する法律」

そして、「一般職の職員の給与に関する法律」（以下「給与法」という。）11条の3（地域手当）（ただし、令和6年法律第72号による改正（令和7年4月1日施行）前のもの）は、次のとおり規定していた（現在は、上記改正により同条2項の級地区分は5段階とされ、支給割合も改められている。）。

「1 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事院規則で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる地域に所在する官署で人事院規則で定めるものに在勤する職員についても、同様とする。

2 地域手当の月額、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 1級地 100分の20

二 2級地 100分の16

三 3級地 100分の15

四 4級地 100分の12

五 5級地 100分の10

六 6級地 100分の6

5 七 7級地 100分の3

3 前項の地域手当の級地は、人事院規則で定める。」

上記の同法11条の3は、国家公務員に適用される地域手当及びその支給割合の根拠となる規定であるから、違憲であると主張する。

10 3 「人事院規則9-49」

そして、上記2の給与法11条の3の委任を受けて制定された「人事院規則9-49」（ただし、人事院規則9-49-57による改正（令和7年4月1日施行）前のもの）は、1条から3条までにおいて、次のとおり規定している（現在は、別表第1の級地区分及び支給割合は改められている。）。

15 「(趣旨)

第1条 地域手当の支給については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

(給与法第11条の3の規定による地域手当)

20 第2条 給与法第11条の3第1項の人事院規則で定める地域は別表第1に掲げる地域とし、同項の人事院規則で定める官署は別表第2に掲げる官署とする。

第3条 給与法第11条の3第2項の地域手当の級地は、別表第1及び別表第2に定めるところとする。」

25 上記の同規則1条から3条まで及び別表第1は、地域手当の級地を定めるものであるから、違憲であると主張する。

第2 地域手当の支給割合の水準について

1 原告が第8準備書面において、「地域手当の支給率は、単純に0%と20%の算術平均を採れば10%となるが、実際には東京特別区（20%）、横浜市・川崎市・大阪市・和光市など（16%）及びさいたま市・千葉市・名古屋市など（15%）の勤務人数は、裁判官も含めて圧倒的に多いため、国家公務員ないし裁判官全体の平均（加重平均）の水準を考慮すれば、16%程度と見ても不相当ではないと考えられる。」と主張した点について、より具体的に補充する。

2 山中理司弁護士（大阪弁護士会）がホームページ上で調査結果を公表している平成30年12月1日時点の「最高裁、高裁及び地家裁の本庁及び支部ごとの裁判官数の分布表」（甲16）によると、上記1級地（地域手当20%）、2級地（同16%）及び3級地（同15%）に勤務する判事及び判事補の人数は、次のとおり集計することができる。上記分布は、その後もほとんど変わっていないと見られる。

（1）1級地

- ・最高裁 事務総局 64人＋調査官室 39人＝103人
- ・東京高裁 141人－長官1人＝140人
- ・知財高裁 17人
- ・東京地家裁本庁 395人

以上合計 655人

（2）2級地

- ・大阪高裁 90人－長官1人＝89人
- ・大阪地家裁本庁 203人
- ・横浜地家裁本庁 88人
- ・横浜地家裁川崎支部 13人
- ・司法研修所（和光市） 36人
- ・裁判所職員総合研修所 9人

以上合計 4 3 8 人

(3) 3 級地

- ・名古屋高裁本庁 2 7 人－長官 1 人＝2 6 人
- ・名古屋地家裁本庁 8 7 人
- ・さいたま地家裁本庁 5 7 人
- ・千葉地家裁本庁 7 2 人

以上合計 2 4 2 人

3 上記の 1 級地 6 5 5 人、2 級地 4 3 8 人、3 級地 2 4 2 人の合計 1 3 3 5 人は、2 7 0 0 人台と見られる判事及び判事補の人数の半分近くを占めている。

そして、多くの判事及び判事補は、これらの都会と、それ以外の地方の任地とを通常 3 年交代で勤務しており、だからこそ 1 級地、2 級地及び 3 級地の合計人数だけで半分近くを占めていると考えられる。

上記のような転勤をした場合に、平均して何％の地域手当を受けることになるのか、試算してみる。

4 1 級地について見ると、地域手当の支給割合は 2 0 ％であり、1 級地で 3 年間勤務した後に級外地に転出して 3 年間勤務するものと仮定すると、転出後 1 年目は 1 0 0 ％、2 年目は 8 0 ％の異動保障があったから、6 年間の平均は次のとおり 1 6 ％となる。

$$(20 + 20 + 20 + 20 + 16 + 0) \div 6 = 16 \%$$

実際には、1 級地から級外地に転出することは稀であろうから、転出後 3 年目も 2 級地以下のいずれかの地域手当の支給を受けるとすると、平均は上記 1 6 ％を相当上回ることになる（実際には、広域異動手当によって、異動保障と同様の保障が受けられることも多いと見られる。）。

このように、東京と地方とを 3 年交代で転勤する大多数の裁判官は、通じて 1 6 ％以上の地域手当を保障されていることになるのである。

5 同様に 2 級地から級外地に転出した場合の 6 年間の平均を取ると、次のとおり

となる。

$$(16 + 16 + 16 + 16 + 12.8 + 0) \div 6 = 12.8\%$$

これについても、2級地から級外地に転出することは稀であろうから、転出後3年目も少なくとも3級地以下のいずれかの地域手当の支給を受けるとすると、
5 平均は上記12.8%を相当上回ることになる。

6 同様に3級地から級外地に転出した場合の6年間の平均を取ると、次のとおりとなる。

$$(15 + 15 + 15 + 15 + 12 + 0) \div 6 = 12\%$$

これについても、3級地から級外地に転出することは稀であろうから、転出後
10 3年目も少なくとも4級地以下のいずれかの地域手当の支給を受けるとすると、
平均は上記12%を相当上回ることになる。

7 以上によれば、裁判官全体の平均（人数を考慮した加重平均）の水準及び異動保障を考慮すれば、16%程度と見ても不相当ではないと考えられる。

(以上)